

伊那市議会業務継続計画 (議会BCP)

令和5年11月

長野県伊那市議会

目次

1	業務継続計画（BCP）の必要性と目的	4
2	災害時の議会及び議員の行動指針	4
	（1）議会の行動指針	4
	（2）議員の行動指針	4
3	災害時における市と議会の関係	4
4	想定する災害と参集基準	5
5	災害発生時に係る業務継続の体制、役割、行動基準等	6
	（1）伊那市議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）について	6
	ア 議会対策会議の設置	6
	イ 議会対策会議の構成	6
	ウ 所掌事務	6
	エ 情報の共有及び協議・調整の場	6
	（2）議会・議員等の役割及び行動基準等について	7
	ア 議会の役割	7
	イ 議長の役割	7
	ウ 議員の役割及び行動基準	7
	エ 議会事務局の役割及び行動基準	8
	オ 議員への安否確認方法	9
	カ 議員の安否確認事項	9
	キ 会議の開会の日の変更	9
6	時間経過に応じた対応の変化	11
	（1）時間経過による対応変化の概要	11
	（2）時間経過による行動の基準	12
	（3）議員の参集方法等	14
7	災害時の議会BCPを効果的・効率的に運用するための事前の環境整備	16
	（1）通信手段の確保	16
	（2）会議等の代替施設の確保	16
	（3）備蓄品の確保	16
	（4）議会防災訓練の実施	16
8	感染症に係る業務継続の体制及び行動基準等	16
	（1）感染症に係る対応指針について	16
	（2）感染防止に係る業務継続の体制と役割	16
	ア 議会の体制について	16
	イ 議会の役割	17
	ウ 議員の役割	17
	エ 議会事務局の役割	17
	（3）定例会・臨時会等の会議運営における判断基準及び対応について	17

ア 本会議の運営	17
イ 委員会の運営	18
(4) 行政視察・政務活動	18
9 議会BCPの見直し	19

添付様式

- ・議員安否確認表
- ・情報収集連絡表

1 業務継続計画（BCP）の必要性と目的

大規模災害、感染症の発生等の非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会は、迅速で正確な意思決定が求められる。多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、伊那市議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応等について必要な事項を定めることにより、災害被害の拡大防止並びに議会機能の早期回復及びその維持を図ることを目的として、伊那市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2 災害時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会の行動指針

議会は、議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約等について、市の団体意志を決定するとともに、執行機関側の事務執行状況をチェックし、また、市の重要な政策形成過程において、地域性や市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っている。

議会は、大規模災害、感染症の発生等の非常事態においても、議会活動の機能を停止することなく、定足数に足りる有効な議決ができる会議を開催し、議会としての機能を維持しなければならない。そのためには、様々な事態を想定して、対応できる体制を整えておく必要がある。加えて、復旧・復興においても、住民の代表機関として責務と役割を担うこととなる。

(2) 議員の行動指針

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。一方、災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援や救護等の初動対応や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割を求められる。

このように、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分認識するとともに、地域の活動等にも参加する役割を担っている。

3 災害時における市と議会の関係

災害時には、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、伊那市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）をはじめとする執行機関であり、議会は、主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、あくまで議決機関としての役割を基本に、その範囲で災害に対応する。

特に災害の初動期において、執行機関側は、職員による災害情報の収集や応急対策業務等に奔走し、混乱状態に陥ることが予想されることから、議員による情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関側へ配慮することが必要である。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行行使するためには、必要で正確な情報を迅速かつ早期に収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たらなければならない。

4 想定する災害と参集基準

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、災害対策基本法に基づき、市対策本部が設置される災害配備基準を概ね準用する。

<この議会BCPが対象とする災害と参集の基準>

災害種別	災 害 基 準	参集する者	職員の 配備体制
地震	・震度5強の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	議長、副議長	第2配備
	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・甚大な被害が発生し、応急対策を必要とするとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	議長、副議長、 会派代表者	第3配備
	・議長から指示があったとき	全ての参集可能な議員	
風水害	・市内に「高齢者等避難」が発令されたとき	議長、副議長	第1配備
	・市内に「避難指示」が発令されたとき	議長、副議長、 会派代表者	第2配備
	・局地的に甚大な被害が発生したとき ・市内の広範囲で被害が発生したとき ・災害救助法が適用されたとき	議長、副議長、 会派代表者	第3配備
	・議長から指示があったとき	全ての参集可能な議員	
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき ・議長から指示があったとき	状況により参集	状況により参集
その他	・上記のほか、事件・事故による大規模災害、原子力災害、テロ行為等により、相当規模の災害が発生したとき ・議長から指示があったとき	状況により参集	状況により参集

※ 職員の配備体制については、以下の職員が参集する。

- ・第1配備 事務局長、事務局次長
- ・第2配備 事務局長、事務局次長、係長、情報連絡要員
- ・第3配備 事務局長、事務局次長、係長、職員、情報連絡要員

※ 議員の参集時の注意事項等は、14ページ、15ページを参照

5 災害発生時に係る業務継続の体制、役割、行動基準等

非常時においては、業務継続のため伊那市議会災害対策会議の設置の必要性等を判断する。この業務継続体制は、議員と議会事務局の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(1) 伊那市議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）について

ア 議会対策会議の設置

- (ア) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき又は市対策本部が設置されたときは、必要に応じ、議会対策会議を設置し、市議会の災害等の対応に関する事務を統括する。
- (イ) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会対策会議を設置することができる。
- (ウ) 議長は、通常の議会機能が回復したときは、議会対策会議において平常時の議会活動を再開することについて協議し、議会対策会議を解散する。市対策本部が解散したときも同様とする。

イ 議会対策会議の構成

- (ア) 議会対策会議は、議長、副議長及び会派代表者をもって構成し、議長が招集する。
- (イ) 議長は、議会対策会議を代表し、その事務を統括する。
- (ウ) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- (エ) 議長の職務代理者は、副議長、会派代表者の順とする。なお、会派代表者については、会派表に定める会派の順とする。
- (オ) 議員の改選期において、議会構成が決まらない時期に災害が発生し、議会対策会議を設置する必要が生じた時は、議会事務局長が、会派代表者又は在籍年数の長い議員を数名招集し、議員相互の協議により対応を決定する。

ウ 所掌事務

- (ア) 議会対策会議の運営に関すること。
- (イ) 議員の安否に関すること。
- (ウ) 議員の参集に関すること。
- (エ) 本会議、委員会等の開催に関すること。
- (オ) 本会議、委員会等の協議事項に関すること。
- (カ) 災害情報の収集等に関すること。
- (キ) 市対策本部との連携・協力に関すること。
- (ク) 国、県、関係機関等への要望等の調整に関すること。
- (コ) その他防災対策に必要とされること。

エ 情報の共有及び協議・調整の場

議会対策会議は、議会、議員及び市対策本部の間において、情報の共有や協議・調整を行うため、必要に応じて議長に全員協議会の開催を要請することができる。

<議会対策会議の設置等>

災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
<ul style="list-style-type: none"> ・地震 ・風水害 ・感染症 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置後、速やかに議長が議会対策会議の設置の要否を決定 ・市対策本部の解散までに解散 	本庁舎議会棟が被災していない場合は、議会棟の議長が指定した場所	議長から参集場所の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに議会対策会議に参集する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の進行は、議長が行う。 ・協議事項は、その都度議長が決定する。

(2) 議会・議員等の役割及び行動基準等について

ア 議会の役割

- (ア) 災害が発生したときは、議会対策会議を設置し、市対策本部が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力と支援を行う。
- (イ) 議員から提供された地域の被災状況等の情報を議会対策会議で集約し、市対策本部に提供する。
- (ウ) 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、議会対策会議で調整を行い、市対策本部に対して提言、要望等を行う。また、国、県及び関係機関等に対して、適時適切な要望活動を行う。この場合、広域的な視点に立って、関係自治体の議会と十分に連携を図る。
- (エ) 復旧・復興に向け、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

イ 議長の役割

- (ア) 議員の安否を確認するとともに、必要に応じて議会対策会議を設置し、議会として業務が継続できる体制を整える。
- (イ) 市対策本部及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

ウ 議員の役割及び行動基準

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、安全が確保された段階で、次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、市対策本部及び議会対策会議の設置の有無にかかわらず、市及び議会における公式な発令や発表等がされたこと以外については、市民等に具体的な災害の状況について発言することは慎み、活動に当たる。また、市職員に対する要望、状況確認等は控えるものとする。

- (ア) 議会対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に参加する。
- (イ) 地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- (ウ) 議会対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- (エ) 議会対策会議の議員は、会議が設置された場合には、上記にかかわらず議会対策会議の任務に当たる。
- (オ) 全議員は、市内で震度5弱以上の地震が発生したとき又は市からの情報により市対

策本部の設置を知ったときは、LINE等を活用し、自身の安否等について議会事務局へ報告する。

(カ) 災害発生時の状況に応じて、次のように対応する。

a 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、避難誘導その他の安全確保のための指示をするものとする。また、議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に家族の安否確認を行うとともに、議会对策会議から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

b 災害が時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日等）に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、家族の安否確認を行うとともに、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。議会对策会議の構成員は、議会事務局へ安否の報告を行い、必要に応じて参集し議会对策会議の任務に当たる。その他の議員については、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

c 議員が市内にいないときに災害が発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、家族の安否の確認を行うとともに、市内へ戻る。議会对策会議の構成員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し議会对策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

エ 議会事務局の役割及び行動基準

(ア) 市対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに、以下に掲げる災害対応業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。

【議会事務局職員の非常時優先業務】

- 来庁者の避難誘導、被災者の救助・支援
- 議会事務局職員の安否確認
- 議会事務局の被災状況の確認及び執務場所の確保
- 議会事務局の電話、パソコン等の情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 市対策本部との連絡体制の確保

(イ) 災害発生時の状況に応じ、議会事務局職員は次の行動をとる。

a 災害が勤務時間（8時30分から17時15分まで）内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに身の安全を確保し、通常業務に優先して、エ(ア)に掲げる非常時優先業務に当たる。

【本会議又は委員会開催中】

本会議又は委員会開催中においては、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認

は、議員安否確認表（添付様式）を活用して迅速に行う。

【休会又は閉会中】

休会又は閉会中においては、来庁議員その他の来庁者の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、非常時優先業務を行う。

b 勤務時間外に発生した場合（平日夜間のケース）

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備基準に従い、指定された場所へ参集し非常時優先業務に当たる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保する。

c 災害が休日（土曜、日曜、祝日、休会日等）に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備基準に従い、指定された場所へ参集し、非常時優先業務に当たる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保するとともに、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

オ 議員への安否確認方法

（ア）議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

LINEにより安否確認を行うことを基本とするが返信のない場合は、議会事務局の固定電話等から議員に連絡する。正副議長の場合は、直接電話により安否確認を行うとともに指示を受ける。

（イ）議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯電話等から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

カ 議員の安否確認事項

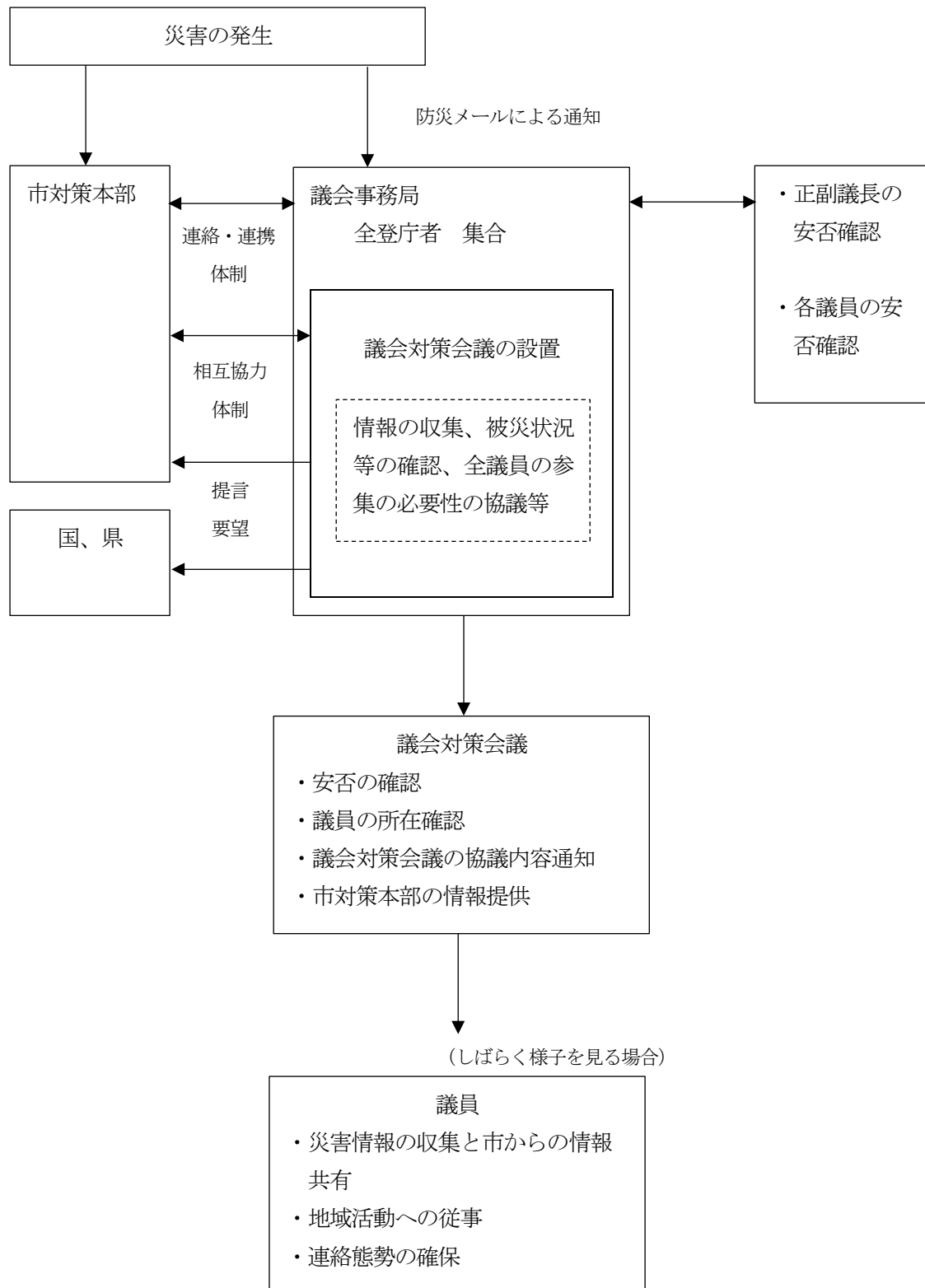
議員安否確認表に基づき、次の内容を確認する。

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の参集の可否と参集可能な時期
- 議員の連絡先（家族等の連絡先）
- その他

キ 会議の開会の日の変更

災害等の場合は、開会の日について変更の告示がされる場合があるので、変更後の日程により会議に出席するものとする。

＜災害時の議会・議会事務局の行動の流れ＞



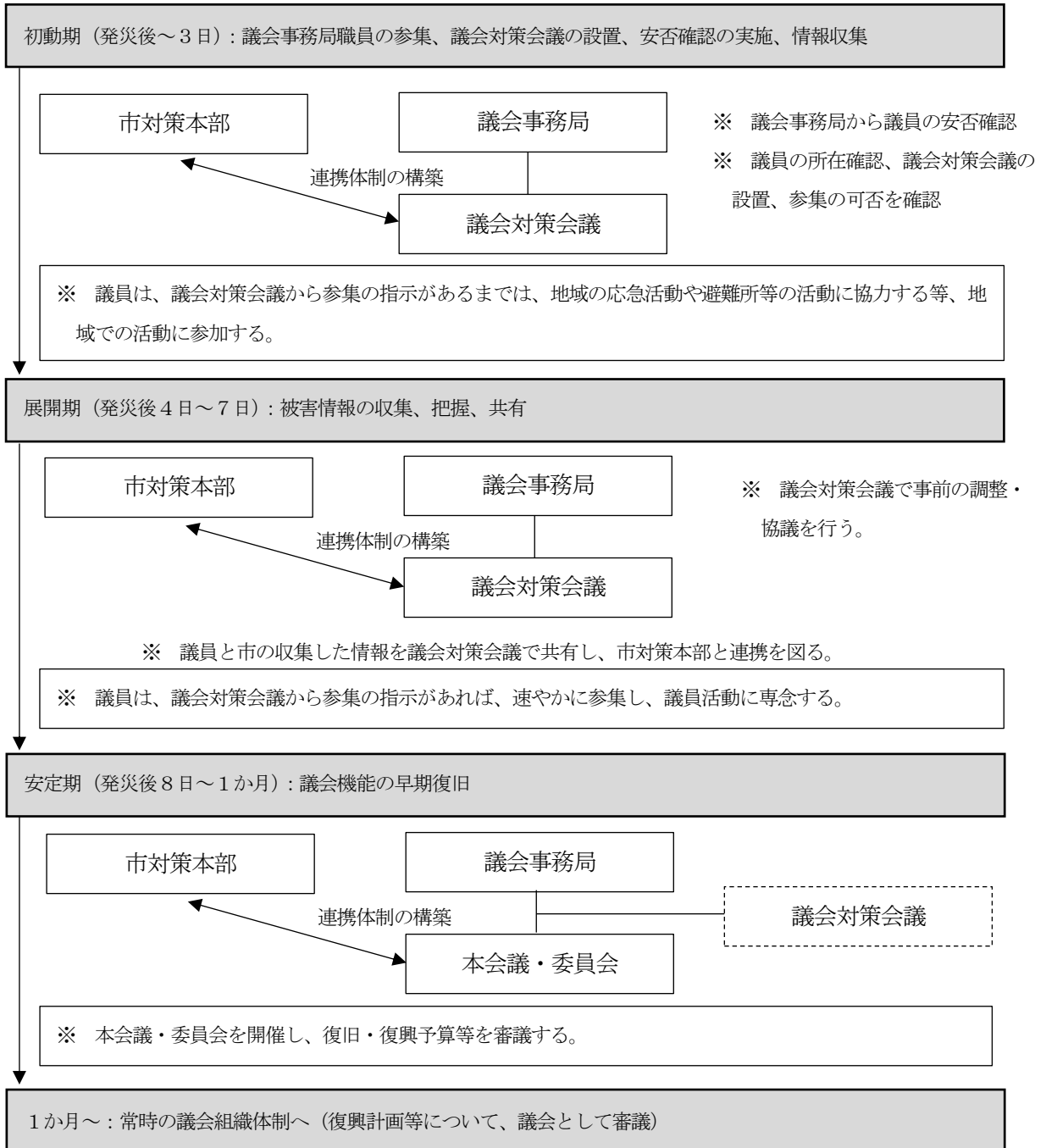
6 時間経過に応じた対応の変化

災害時においては、被災からの時間経過（初動期、展開期、安定期）に応じて求められる行動や役割が大きく変化することから、それぞれの時期に応じた対応や行動基準を定めることが必要であり、災害が休日・平日夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理することが有効である。

なお、安定期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画等の策定が想定されるが、当該計画については、より議会の責任を明確にする等の検討が必要と思われる。

(1) 時間経過による対応変化の概要

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的な対応)



(2) 時間経過による行動の基準

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的な行動基準)

【地震の場合】

時期	議会事務局職員の行動	議会対策会議の行動	議会・議員の行動
<p>【初動期】</p> <p>災害発生直後</p> <p>24時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確保 ・参集者は、指定された場所へ参集 ・議会事務局の被災状況の確認（議会対策会議の場所決定） ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議会対策会議の設置 ・事務局内の情報端末機器の確認 ・市との連絡体制確保 ・電気・水道の確認 ・交代体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・市対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局へ安否報告
<p>24時間</p> <p>48時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議場、委員会室等の被災状況の確認 ・議場、委員会室の放送設備の確認 ・議会対策会議の運営 ・災害関係情報の収集 ・報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否等の情報整理 ・情報を収集し、全議員招集の必要性を協議 ・市対策本部との情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営等への参加
<p>48時間</p> <p>72時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集し、全議員招集の必要性を協議 ・市対策本部との情報の共有 ・議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営等への参加 ・議会対策会議からの指示に即応できる態勢の確保

<p>【展開期】</p> <p>4日目</p> <p> }</p> <p>7日目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会对策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 ・議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を整理し、全議員招集の必要性を協議 ・議会運営の再開準備（開催場所、議案等の協議） ・災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会对策会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望等の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営等への参加 ・議会对策会議からの指示に即応できる態勢の確保
<p>【安定期】</p> <p>8日目</p> <p> }</p> <p>1か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会对策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会の開催準備 ・復旧体制等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会对策会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議、議決 ・復旧活動に関する国・県への要望等の検討 ・復興計画等の審議 ・通常の議会体制へ移行

※ 日数や時間は目安としたものであり、実際の状況をもとに推移を判断すること。

(3) 議員の参集方法等

議員は、議会対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で、速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被災により参集ができない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には必ず、その旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保する。

【議員の参集時の注意事項】

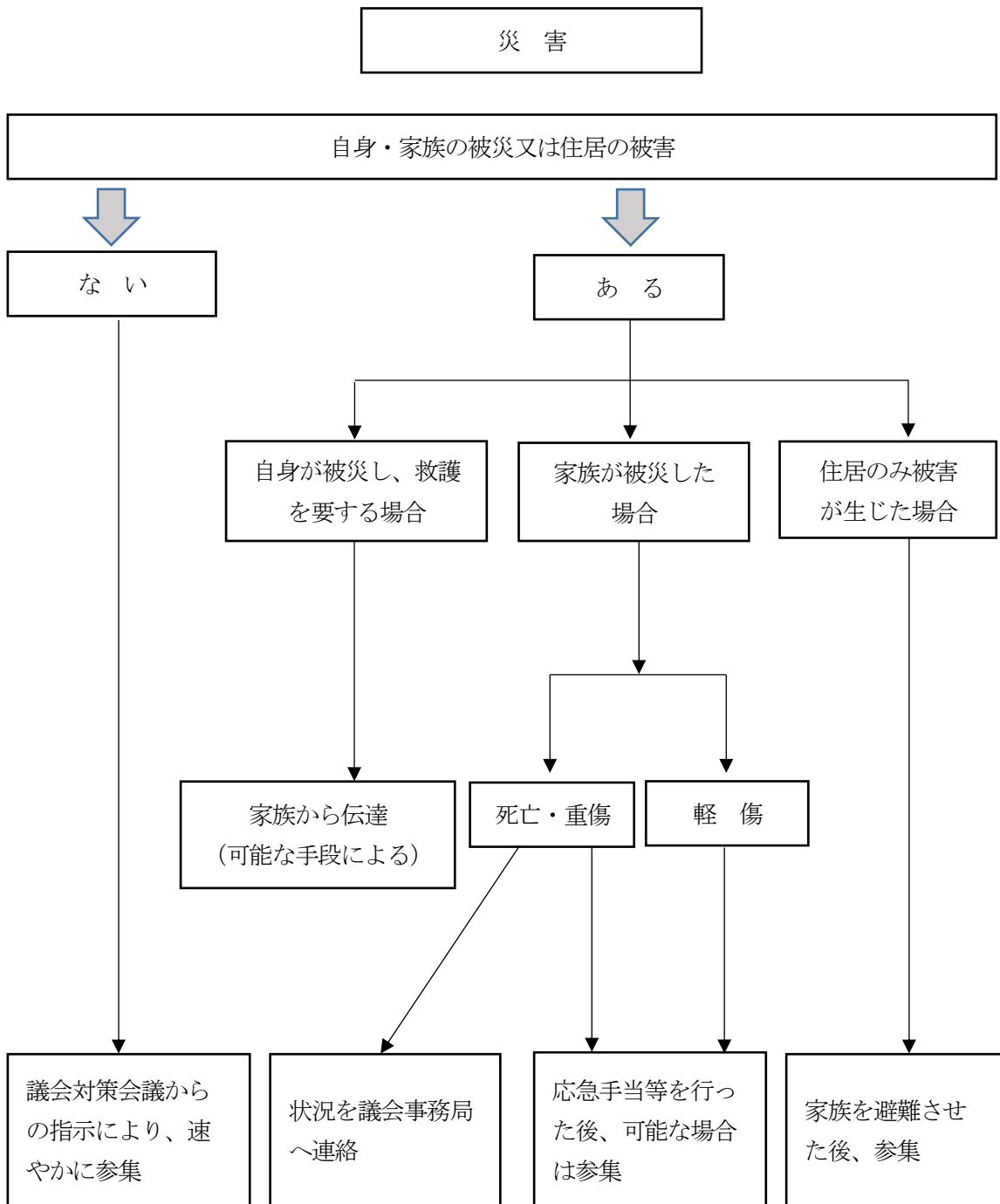
災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
地震	道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え、徒歩を含め必要な交通手段にて参集	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎が被災していない場合は、議会事務局 ・本庁舎が被災した場合は、議長が指定する代替施設・場所 (通信環境が得られる場合は、オンライン会議も可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業服、ヘルメットを基本に、自身の安全を確保できる服装 ・冬季は防寒対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話、タブレット端末、筆記用具、軍手、マスク ・飲料水 ・3日分の食料及び着替えについては自主判断に委ねる。
風水害	全域	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え、必要な交通手段にて参集	同上	同上
その他	同上	同上	同上	同上

※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※ 議員の参集基準は、5ページを参照

【議員の参集の判断のフローチャート】



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項等について、その伝達方法等を含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要。

7 災害時の議会BCPを効果的・効率的に運用するための事前の環境整備

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

(1) 通信手段の確保

大規模災害等の発生時には、通信回路の途絶や通信規制等により、通信手段が著しく制限される場合があるため、あらかじめ複数の通信手段を準備する等、そのとき使用可能な通信手段を確保しておく。

(2) 会議等の代替施設の確保

議会棟が使用できない場合は、執行機関側と協議を行い、必要に応じて事前に選定しておくこと等、庁舎又は市の公共施設を使用して議会の業務を継続する。

(3) 備蓄品の確保

総務省消防庁が公開している「防災マニュアル」では、災害に対する備えとして最低限3日間程度を目安とした水や食料の備蓄が必要とされているが、議会事務局職員に対しては2日目から配布されるようになっており（1日分は参集時に携行する。）、議員を対象とした水や食料の備蓄品は準備をしていない。災害によっては、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に最低限の水や食料等の備蓄品を自主的に備えておく必要がある。

(4) 議会防災訓練の実施

災害対応に対する意識の醸成と的確な行動を迅速に行うことができるよう、さらには議会BCPの実効性を高めるために、議会BCPの対象とする災害を想定した議員及び議会事務局職員等が参加する議会防災訓練（オンライン会議形式の訓練を含む。）を毎年実施する。

8 感染症に係る業務継続の体制及び行動基準等

(1) 感染症に係る対応指針について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染症への対応は各都道府県で策定した指針に基づき、適切な対応をすることとされている。

したがって、具体的な対応指針については、その都度、県の指針に基づき策定することとし、この計画では、基本的な業務継続の体制及び行動基準等を定めることとする。

(2) 感染防止に係る業務継続の体制と役割

感染症が蔓延している状態においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって極めて重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会事務局双方で構築し、議員及び執行機関側の出席の調整や議会事務局職員の交代制勤務等、行動基準に基づき対応する。

ア 議会の体制について

(ア) 議会機能を的確に維持するため、議長が伊那市議会感染症対策会議（以下「感染症議会対策会議」という。）を設置し、必要に応じて会議を開催する。

- (イ) 感染症議会対策会議において必要な対応策等を協議し、議会運営に関する事項については、議会運営委員会に提案する。
- (ウ) 感染症議会対策会議の決定事項等については、速やかに全議員へ周知する。
- (エ) 必要に応じ、感染症議会対策会議等を、オンライン会議により開催する。

イ 議会の役割

- (ア) 執行部側の感染症に係る対策本部が設置された場合における決定事項等、必要な情報を共有する。
- (イ) 各議員が収集した市民からの要望、質問等については、執行部側に回答を求め、市議会ホームページにより市民に周知するとともに、市民要望を踏まえ、市及び県への要望・提言又は国及び関係行政庁に対して意見書を提出する。
- (ウ) 感染症に係る関連予算案を審議するとともに、支援策の検証を行う。

ウ 議員の役割

- (ア) 感染防止対策を講じた上で、市民の要望等の収集に努める。
- (イ) 感染症議会対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動をとる。
- (ウ) 執行部側の感染症に係る対策本部及び感染症議会対策会議における決定事項等の把握に努めるとともに、市公式ホームページ等で公表される情報を確認する。
- (エ) 各議員が収集した市民からの要望、質問等については、議会事務局を窓口とし、担当部局へは直接連絡を行わない。

エ 議会事務局の役割

感染症が収束するまでの間、議会事務局の職員は、次により必要な対策に当たる。

- 自身の健康状態の把握
- 来庁者の感染対策
- 傍聴者の感染対策
- 議員の健康状態の把握
- 議会棟における感染対策の徹底
- 感染症議会対策会議の設置・運営準備
- 議会事務局（執行部側の感染症に係る対策本部）への参集
- 執行部側の感染症に係る対策本部が有する情報把握と感染症議会対策会議への情報提供

(3) 定例会・臨時会等の会議運営における判断基準及び対応について

感染症対応に関する条例案、補正予算案等は、市民生活及び経済に影響を及ぼす重要なものであることから、その審議は最優先に対応する。

ア 本会議の運営

- (ア) 会議を開くことができるとき

感染者等は欠席とし開会するが、議長は、感染者等が増え、以降の会議日程において会議を開くことが難しいと判断するときは、以降の会議開催日の変更又は会議の延長等を検討し、変更の必要があると判断するときは、議会運営委員会に諮る。

なお、正副議長が不在となるときは、地方自治法（以下「法」という。）第106条第2項の規定により、仮議長の議事進行で会議を開催する。ただし、法第106条

第3項の規定により、仮議長の選任を事前に議会に諮っておくことができれば、この限りでない。

(イ) 会議を開くことができないとき

a 開会日

開会の日について変更の告示がされる場合には、変更後の日程により会議に出席するものとする。

b 質疑及び一般質問

当該会議は、開議できず流会となる。流会となった会議については、会期中において改めて開催するための日程調整を行う。日程調整等は、議会運営委員会に諮る。なお、会議を流会としないために、開議時間前に議会運営委員会を開催し、日程変更を行うことも可能。

c 採決・閉会日

当該会議は、開議できず流会となる。なお、当該定例会又は臨時会の閉会時間については、議会運営委員会に諮る。ただし、採決未了のまま閉会とならないよう、流会の可能性が少しでもある場合は、あらかじめ会期を延長し日程変更を行う。会期延長等については、議会運営委員会に諮る。

イ 委員会の運営

(ア) 議会運営委員会

a 委員会を開くことができるとき

感染者等は欠席とし委員会は開催するが、感染状況等により参集できないときは、オンライン会議を開催する。

なお、正副委員長が不在となるときは、委員長の職務は、伊那市議会委員会条例第12条第2項の規定により、年長の委員が行う。

b 委員会を開くことができないとき

その日の委員会は開催不可となるため、委員長は改めて開催日を定める。なお、緊急に協議すべき事項があるときは、オンライン会議を開催する。

(イ) 常任委員会

a 委員会を開くことができるとき

上記(ア)議会運営委員会と同様の対応を行う。

b 委員会を開くことができないとき

その日の委員会は開催不可となるため、委員長は改めて開催日を定める。なお、定例会及び臨時会の常任委員会においては、会期の最終日までに委員会を開催し議案等の審査を終えなければならないため、改めての開催日は会期内で調整する。調整できない場合は、会期の延長を検討する。審査の先送りが可能な議案については、継続審査の申出を行う。

(4) 行政視察・政務活動

ア 他市町村への行政視察及び会派等による政務活動については、相互の生活圏における感染状況等を見極めた上で、慎重な判断を行う。

イ 他市町村からの行政視察等の受入についても、相互の生活圏における感染状況等を見極

めた上で、慎重な判断を行う。

9 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練等の実施により得られた情報、新たに発見された課題等については、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順等に変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPの改正、見直しを行う。

(別添様式)

議員安否確認表

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議員氏名	
議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 重体 重症 その他 ()
			無
	家族	被災	有 配偶者 子ども その他 ()
			無
所在地	市内	自宅 自宅外 ()	
	市外	場所 ()	
居宅の状況	被害	有 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ()	
		無	
参集の可否	可 否	参集可能な時期	
連絡先	議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入		
地域の被災状況			
その他			

情報収集連絡表

受信者氏名		報 告 日 時	月 日 ()	
			午前・午後	時 分
受信日時		議員氏名		
第 報		連絡先		

発 生 概 況	発生場所	地区					発生日時	月日		
		住所						時間		
被 害 状 況	死傷者	死者		不明		住宅	全壊		一部破壊	
		負傷者		その他			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民の要望等										